

ゆいケアプランセンター 居宅介護支援運営規程

(事業の目的)

第1条 ゆいケアプランセンターが行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護・要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 (1) ゆいケアプランセンターは、利用者が要介護・要支援状態になった場合において、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- (2) ゆいケアプランセンターは、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される指定居宅サービスなどが特定の種類、又は特定の業者に偏することのないよう公平かつ中立に実施する。
- (3) ゆいケアプランセンターは、関係市町村、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人在宅介護支援センター・他の指定居宅介護支援事業者・介護保健施設との連携に努めるものとする。
- (4) 介護支援専門員一人当たりの居宅サービス計画作成件数は、指定範囲を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- | | | |
|---------|-----|----------------|
| (1) 事業所 | 名称 | ゆいケアプランセンター |
| | 所在地 | 神戸市西区前開南町1-3-8 |

(従事者の職種・員数及び職務内容)

第4条 ゆいケアプランセンターに勤務する者の職種・員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(常勤・兼務)
管理者は、従業者及び利用者の申し込みに係る調整の管理を一元的に行い、また必要な指揮命令を行う。
- (2) ゆいケアプランセンターは、次の通り介護支援専門員を設置する。
- ① 介護支援専門員 2名(常勤・兼務1名 常勤1名)
 - ② 介護支援専門員は、利用者からの相談を受ける。
 - ③ 介護支援専門員は、居宅サービスの作成・変更を行う。
 - ④ 介護支援専門員は、居宅サービスの計画に基づくサービス提供に係る調整を行う。

(営業日及び時間)

- 第5条 ゆいケアプランセンターの営業日及び時間は、次の通りとする。
- (1) 営業日 月曜～金曜日とする。
年末年始12月30日～1月3日の休業日を除く
 - (2) 営業時間 午前9時～午後6時までとする。

(サービス提供方法及び内容)

- 第6条 サービス提供方法及び内容は、次の通りとする。
- (1) 利用者の相談を受ける場所は、ゆいケアプランセンターの相談室等とする。
 - (2) 使用する課題分析表の種類は、居宅サービス計画ガイドラインとする。
 - (3) サービス担当者会議の場所は、利用者宅等とする。
 - (4) 利用者への訪問頻度は最低1ヵ月に1回とし、利用者の状態・居宅サービスの実施状況等の確認を行う。

(利用料)

- 第7条 利用料の額は介護報酬の告示上の額とする。

(その他費用の額)

- 第8条 第9条の通常実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
- (1) 1kmあたり 30円
 - (2) 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

- 第9条 通常の事業実施地域は下記の通りとする。
神戸市内 明石市東部

(研修の確保)

- 第10条 介護支援専門員の資質を高めるために、研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年3回

(秘密の保持)

- 第11条
- (1)従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する義務を有する。
 - (2)従業者がその職を退いた後も、「業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する義務を有する」旨の雇用契約内容とする。

(その他)

- 第12条
- この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は「株式会社 結」とゆいケアプランセンター管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止について)

- 第13条
- 利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。
- (1)虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っていくものとする。
 - (2)虐待の防止の為の指針を整備する。
 - (3)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施する。
 - (4)虐待の防止に関する措置を適切に実施する為の担当者を設置する。
 - (5)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報する。

- 附則
- この「運営規程」は、令和6年4月1日から実施とする。